

## 未来を拓く学校づくり推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、未来を拓く学校づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、保護者・地域住民等が学校運営に参画する協働型の学校づくりの推進を図り、もって地域の期待に応える学校運営の実現と地域の資源を生かした教育活動の実現に寄与することを目的とする。

### (指定)

第2条 埼玉県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、委員会を置く学校を指定することができる。

2 指定の期間は3年とし、再指定することができる。

### (所掌事項)

第3条 前条第1項の指定を受けた学校（以下「推進校」という。）は、次の各号に掲げる事項について、委員会において協議するものとする。

- (1) 学校運営方針に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 学校と保護者・地域住民等による協働の教育活動の企画・実施に関すること
- (4) その他、学校運営に関すること

2 推進校の校長は、前項において協議した内容を最大限尊重して学校運営を行うものとする。

### (学校関係者評価)

第4条 推進校は、委員会において、学校自己評価システム実施要領（以下、「要領」という。）に基づく学校関係者評価を実施するものとする。

2 学校関係者評価の実施においては、要領の規定を準用する。

3 推進校については、要領第3実施方法等2学校自己評価システムの推進組織の整備（1）学校評価懇話会の設置の規定は適用しないものとする。

### (学校と保護者・地域住民等による協働の教育活動等の推進)

第5条 推進校は、委員会での協議を踏まえて、保護者・地域住民等と協働して地域の資源・教育力を生かした教育活動、学校を核とした地域づくり等の推進に努めるものとする。

### (推進教員の配置)

第6条 推進校に、推進教員を置く。

2 推進教員は、委員会の運営及び協働の教育活動を円滑に行うため、学校内及び学校と保護者・地域住民等との連絡調整などに従事する。

(委員の構成)

第7条 委員会の委員は18名以内とする。

2 推進校の校長は、次の各号に掲げる者から人選し、教育委員会に推薦しなければならない。

- (1) 当該推進校に在籍する生徒の保護者
- (2) 地域住民
- (3) 当該推進校の生徒
- (4) 当該推進校の校長
- (5) 当該推進校の推進教員
- (6) 当該推進校の教職員（推進教員を除く。）
- (7) 学識経験者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他、教育委員会が適当と認める者

3 前項第1号から第5号に掲げる者は必ず1名以上委員に推薦するものとする。

(委嘱)

第8条 教育委員会は、推進校の校長から推薦のあった者に委員会の委員として委嘱することが適当であると認める場合、当該推薦のあった者を委員として委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は委嘱の日からその年度末までとする。再任を妨げない。

2 教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、任期満了前に、解任することができる。

3 推進校の校長は、委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、第7条の規定により新たに人選できる。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、委員会及び推進校の運営に著しく支障をきたす言動を行うことをしてはならない。

(委員の解任)

第11条 推進校の校長は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育委員会に当該委員の解任を願い出ることができる。

- (1) 前条の義務に違反したとき
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき

2 教育委員会は、前項の推進校の校長からの解任願に基づき、任期満了前に、解任することができる。

(学校評議員との関係)

第12条 委員(第7条第2項第3号から第6号の委員を除く。)は、第8条に基づく委嘱をもって、埼玉県立学校学校評議員設置要綱(以下、「学校評議員設置要綱」という。)に基づく学校評議員の役割を兼ねるものとする。

2 推進校については、学校評議員設置要綱第2条の規定は、適用しないものとする。

(学校評価懇話会委員との関係)

第13条 委員(第7条第2項第4号から第6号の委員を除く。)は、第8条に基づく委嘱をもって、要領に基づく学校評価懇話会委員の役割を兼ねるものとする。

(委員長及び副委員長)

第14条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は推進校に所属する者以外の中から校長が選出する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(事業計画)

第15条 推進校の校長は、委員会で協議した当該年度の事業計画について、教育委員会教育長(以下、「教育長」という。)が定める日までに教育長に提出しなければならない。

(議事)

第16条 委員長が会議を招集し、議事を掌る。

2 委員長は、会議の概要を作成し、保管するものとする。

3 推進校の校長は、委員長が作成した概要を、当該推進校の職員へ報告するものとする。

(運営に関する情報提供)

第17条 委員会は、推進校の運営状況等について、保護者・地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めるものとする。

(運営等)

第18条 委員会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(報告)

第19条 推進校の校長は、委員会の活動に係る報告書を作成し、教育長が定める日までに教育長に提出しなければならない。

(事務局)

第20条 委員会の円滑な運営等を行うため、推進校に校長、副校長、教頭、事務長、推進教員及び校長が指定した者からなる事務局を設置する。

2 事務局長は、校長とする。

(謝金)

第21条 委員の謝金は、予算の範囲内において別に定める。

(教育委員会による指導及び助言)

第22条 教育委員会は、委員会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて委員会に対して指導及び助言を行うものとする。

(教育委員会による支援)

第23条 教育委員会は、委員会の運営及び学校と保護者・地域住民等による協働の教育活動等について、予算の範囲内で必要な支援を行うものとする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。